

沖縄県保険医協会会員数
793名
(2月1日付 現勢)
全国保険医団体連合会会員数
107,253名
(2月1日付 現勢)

沖繩 保險医新聞

発行所 沖縄県保険医協会
〒902-0078 那覇市字識名1195-1
大城産業ビル106号
TEL (098) 832-7813
FAX (098) 832-4482
<https://okinawa-hk.com>
発行人 仲里尚実
年間購読料1800円(会員の購読料は会費に含む)

がんに克つ食事療法

- ①野菜・果物500g以上、でんぷん・芋・豆類は○
にんにく・タマネギ・根菜・雑穀・玄米・胚芽パン◎

②発酵食品（味噌・醤油・キムチ）・自然塩・麹・
ヨーグルト・オリゴ糖・黒糖・蜂蜜は○
白糖（精製）グルコースは×

③飲酒は少量（泡盛、芋焼酎1合／日まで）

④総脂肪と油は総エネルギーの15～30%に抑える。特
に動物性脂肪の多い食品はさける。
オリーブ油・シソ油・亜麻仁油は○
サラダ油は×

⑤良質のタンパク質（大豆・豆腐・納豆・湯葉・鶏
卵◎）、白身魚・青魚◎、鯖缶・ツナ缶◎、焼肉・
塩付肉・燻製肉はたまに、チーズは少量、赤身肉
は80g以下

がんに克つ生き方

- ①還元水、自然塩◎
 - ②食品添加物・農薬・黒こげ・カビの付いた賞味期限切れの食品×
 - ③アルコール度の強い酒×タバコ×
 - ④運動：筋トレ・ダンス・ロングブレス（吐く息を長く）・気功・ヨガ・太極拳・整体・ストレッチ
 - ⑤温熱：39度から42度の湯20分入浴
 - ⑥心：楽観的に・微笑み・神仏・先祖・友人・家族に感謝



医科学習会

がんに克つ食事療法、 がんに克つ生き方を学ぶ

講演をしていただいた。

講演をしていただいた。がん患者数が増え続けて100万人／年に達した。には、標準治療（①手術、②放射線、③抗がん剤、④ホルモン療法）だけでは限界がある。体内では一日に数千ものがん細胞が発生して消えている。がん患者の6割が「がんを抑える遺伝子」のスイッチがオフになっている。がん抑制遺伝子P53は亜鉛およびセレン欠乏によって機能が低下するため、亜鉛（かき・アワビ・かぼちゃの種・パルメザンチーズ・煮干し・松の実等）セレン（かつお節・まぐろ・甘鯛・真サバ・ブリ等）の多い食物を摂取した方が良い。また近年の生命科学の進歩により臓器同士



がメッセージをやり取りして人体の神秘的なネットワークを構築していること、運動により筋肉がメッセージ物質を出し、がんを抑制していることが明らかになつてきた。

政府は、75歳以上の窓口負担の2割への引き上げ、花粉症治療薬、漢方薬、痛み止め、市販品類似薬を保険給付から外す、受診のたびに窓口定額負担の上乗せ、介護保険では、介護サービスの利用料負担の引き上げ、ケアプラン作成の有料化などの負担増計画を厚労省の審議会で議論し、通常国会で法

**医療・介護の負担増計画の中止を
請願署名にご協力ををお願いします！**

75歳以上の窓口2割負担
介護サービス利用料の引

介護サービス
75歳以上の
医療運動コーナー

第49回保団連定期大会



組織関連でそれぞれ行つた。
大会では、補足提案を含む活動方針案、20年度予算案、次期保団連役員選任、女性役員確保のための保団連規約細則改定案が提案された。また「医療・社会保障の充実を求める」決議、「金バラ『逆ザヤ』の即時解消を強く求める」特別決議が採択された。

のもいいだろう。島も人間
も、個性を豊かに輝かせる
ためには、ストロー現象が
起きない、「いい（良い）か
げんなつながり」がよいよ
うだ。生まれたときからイ
ンターネットが身近にある
世代、「デジタルネイティ
ブ」の先行きが心配でなら
ない。

失い、個性を吸い取られて
はいないだろうか？スト
ロー現象がおきているのな
ら一大事！ネットから離
れ、一人になつて自分と向
き合い、気持ちをリセット
する時間が必要だ。日記を
書いたり、ヨガや瞑想する

と架橋した離島では自動車事故、ゴミ、犯罪発生率増加などの問題の他、沖縄本島との「常時接続」により、島の文化や個性が吸い取られ失われてしまふ、「ストローク現象」も深刻だと聞く。便利さと引替えに失うものも大きいようだ。

さて、皆さんにはストローク現象がおきてはいないだろうか？ 便利なネットに「常時接続」されることが多い現代人。ネットという巨

ふう たん
風 草
八重山の海に
浮かぶ島々、そ
れぞれの島が個
性豊かだ。医療
や情報格差など
の島ちやび（離

2020年 診療報酬改定 新点数説明会のご案内

医科

とき: 3月28日(土) 午後3時~5時
ところ: 自治会館2階大ホール
参加費: 会員無料

歯科

とき: 3月29日(日) 午前10時~12時
ところ: 自治会館2階大ホール
参加費: 会員無料 (1医療機関2名までの参加)

歯科宮古地区説明会

とき: 4月5日(日) 午後2時~4時
ところ: ホテルアトールエメラルド宮古島
参加費: 会員無料

歯科八重山地区説明会

とき: 4月5日(日) 午後2時~4時
ところ: 大浜信泉記念館研修室
参加費: 会員無料

未入会者は参加できません。
但し当日入会の場合は参加可。(当日、3ヶ月分の会費を納入していただきます)

12月5日(木)、保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」と九州厚生局が行われた。この懇談は、指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されおり、今回で11回目を

12月5日(木)、保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」と九州厚生局が行われた。この懇談は、指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されおり、今回で11回目を

第11回保団連九州ブロックと九州厚生局との懇談会

指導時における持参物の統一化、補正後点数の開示等を確認



2019年12月より保険収載されたハイブリッドコートIIについて

ハイブリッドコートII(サンメディカル株式会社)が保険収載され、2019年12月1日より、生活歯冠形成を行った歯に対して象牙細管の封鎖を目的に本材料を用いてコーティング処理を行った場合に、間接歯髄保護処置を準用し、30点を算定できるようになった。

【解説】

- ①画像診断を行った場合は、カルテに所見を記載する。
 - ②う蝕歯に対して軟化象牙質の除去または暫間充填を行った場合、う蝕処置18点を1歯1回につき算定できる。
カルテには、算定した部位ごとに、処置内容などを記載する。
 - ③う窩の処置としての象牙質の削除を行うとともに、歯髄保護処置を行い暫間充填を行った場合には、う蝕処置と歯髄保護処置の所定点数をそれぞれ算定できる。
 - ④生活歯冠形成(生PZ)を実施した歯に対して、歯科用シーリング・コーティング材を用いて、象牙細管の封鎖を目的としてコーティング処置を行った場合は、1歯につき1回限り、間接歯髄保護処置を準用して30点を算定できる。
- なお、生PZを行った日と同日、または間接歯髄保護処置を行った日の後日に、コーティング処置をした場合でも算定できる。

表: 対象となる主な生活歯冠形成

| | |
|----------------------|---|
| 対象となる主な生PZ | 1. 生活歯冠形成(生PZ): 796点、306点、120点 ① FMC ② レジン前装金属冠(前装MC) ③ 前歯の3/4冠 ④ 白歯の4/5冠 ⑤ 硬質レジンジャケット冠(HJC) ⑥ CAD/CAM冠 ⑦ 高強度硬質レジンブリッジの支台歯に対する冠 ⑧ 乳歯に対するジャケット冠 ⑨ 乳歯金属冠 ⑩ 永久歯金属冠 |
| 対象とならないもの(生PZ以外の形成料) | 1. 生活歯冠形成: 636点、166点、114点 2. 窩洞形成: 86点又は60点 3. う蝕歯即時充填形成: 126点 4. う蝕歯インレー修復形成: 120点 |

参考: 疑義解釈(2019年12月2日)

- (問) 令和元年12月1日付で保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、準用技術として区分番号「I 001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を算定することとなっているが、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯冠形成」と同日に算定できるか。
(答) 算定できる。
- (問) 令和元年12月1日付で保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、区分番号「I 001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を実施した歯に対して、後日、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯冠形成」及びコーティング処置を行った場合、準用技術としての間接歯髄保護処置を算定できるか。
(答) 算定できる。
- ⑤算定対象となる歯科用シーリング・コーティング材は、2019年12月31日まではハイブリッドコートII(サンメディカル株式会社)のみであるが、各材料メーカーが申請することで、2020年1月以降は使用できる材料が増えるとみられる。
- ⑥コーティング処置の点数を算定した際は、レセプトの「処置・手術」欄の「その他」欄に、「コーティング処置」と表示し、点数及び回数を記載する(例:コーティング処置 30点×1)。

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めており、③持参物が不足し指導に支障を来たす場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えがないが、指導時間内に持参

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めており、③持参物が不足し指導に支障を来たす場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えがないが、指導時間内に持参

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めており、③持参物が不足し指導に支障を来たす場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えがないが、指導時間内に持参

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めており、③持参物が不足し指導に支障を来たす場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えがないが、指導時間内に持参

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めており、③持参物が不足し指導に支障を来たす場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えがないが、指導時間内に持参

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めており、③持参物が不足し指導に支障を来たす場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えがないが、指導時間内に持参

**困ったときに頼りになる
保険医協会**
審査、指導、監査、患者トラブルの相談は協会にご連絡を
☎098-832-7813

そのほかにも様々な意見交換を行った。懇談の質疑応答についての詳細は後日掲載予定であるのでご確認いただきたい。

(文責: 保団連九州ブロック協議会)

